

- 一、北海道
- 二、青森県
- 三、岩手県
- 四、秋田県
- 五、山形県
- 六、宮城県
- 七、福島県
- 八、茨城県
- 九、栃木県
- 十、群馬県
- 十一、埼玉県
- 十二、千葉県
- 十三、東京都
- 十四、神奈川県
- 十五、新潟県
- 十六、富山県
- 十七、石川県
- 十八、福井県
- 十九、山梨県
- 二十、長野県
- 二十一、岐阜県
- 二十二、静岡県
- 二十三、愛知県
- 二十四、三重県
- 二十五、滋賀県
- 二十六、京都府
- 二十七、大阪府
- 二十八、兵庫県
- 二十九、奈良県
- 三十、和歌山県
- 三十一、徳島県
- 三十二、香川県
- 三十三、愛媛県
- 三十四、高知県
- 三十五、福岡県
- 三十六、佐賀県
- 三十七、長門県
- 三十八、熊本県
- 三十九、大分県
- 四十、鹿児島県
- 四十一、沖縄県

別表
 第十八條 前二條の退去強制令書は、警察官、警察吏員、海上保安官その他法務総裁の定める官吏又は吏員が執行する。

前項の規定による退去の強制は、都道府県知事が退去強制令書を発付して行う。

第十七條の次に次の一係を加える。

第十七條 前二條の退去強制令書を発付した場合には、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による退去の強制は、法務総裁の定めるところにより、都道府県知事に退去強制令書を発付させて行う。

第十七條第二項中「前項の規定により退去の強制をした場合に、前項の退去強制令書を発付した場合には、同條第一項の次に次の一項を加える。」とあるところを削り、同條に次の一

内閣総理大臣 吉田
 法務総長 大橋 武 夫 茂

前四号に掲げるものに附屬する島であつて日本の行政権の及ぶ

臨時措置令施行規則を次のように定める。
昭和二十五年七月二十一日

法務総裁 大橋武夫

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の
渡航制限に関する臨時措置令施行規則

第一條 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に
關する臨時措置令は、出入国管理庁長官は、第五條第一項の規定に上り退去
を強制するときは、出入国管理庁長官は、退去を強制される者一以
下被退去者といふ。一を令別表に定める地域外に退去させるものとする
第二條 前項の場合には、出入国管理庁長官は、被退去者に対し、退去
強制令書を交付す。旨をその者の現在地を管轄する入国審査官
に訓令する。
第三條 入国審査官は、前條第二項の訓令を受けたときは、直ちに
別記の様式による退去強制令書を交付し、これを執行する令第六條
に掲げる者以下執行者といふ。一に交付しなればならない。
第四條 入国審査官は、前項の退去強制令書を交付した場合には、直ち
に出入国管理長官に前項の報告しなればならない。
第五條 執行者は、前條の退去強制令書の交付を受けたときは、こ

3 執行者は、退去強制令書を執行するときは、退去強制令書を所持しなければならない。

4 執行者は、退去強制令書の執行を終つたとき又は執行不能となつたときは、その旨を附記してこれを粘付した入国審査官に返還しなければならない。

2 入国審査官は、前項の退去強制令書の返還を受けたときは、直ちに出入国管理庁長官に報告しなければならない。

この政令は、公布の日から施行する。

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

本籍
居住地

職業

氏名

生年 月 日

右の者に対し北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時指図令（昭和二十五年政令第二百二十七号）第五條の規定に基づく外務大臣の命令により左記によつて同令別表に定める地域外に退去を強制する。

退去強制の時期
退去強制の理由

昭和 年 月

日

都道府県知事
執行者

印 印

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing names and dates.)

